

大学等(大学、高等専門学校及び専門学校をいう。)の修学に係る経済的負担の軽減のため、令和元年5月17日に「大学等における修学の支援に関する法律」が、令和元年6月28日に「大学等における修学の支援に関する法律施行令」が公布され、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、「授業料等の減免」と「給付型奨学金」の支援が行われることになりました。

深川市が確認する支援措置の対象となる大学等を公表します。

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による修学支援の対象機関となる大学等(確認大学等)について

令和7年8月1日

深川市長 田中昌幸